

様似町選挙管理委員会告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 86 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 11 項、第 5 条第 1 項及び第 15 項並びに第 30 項に規定する、令和 8 年 9 月 1 日の定時登録における選挙権を有する者の総数の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

様似町選挙管理委員会委員長 島 田 一 省



選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	6 5 人
選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数	5 3 6 人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	1, 0 7 2 人
(選挙人名簿登録者数 3, 2 1 4 人)	